

答 申

第1 審査会の結論

山形県知事は、本件異議申立ての対象となった公文書の不開示部分のうち、次の部分を開示すべきである。

納入義務者又は納入者の住所のうち、市町村名までの部分

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成16年11月2日、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、山形県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成8年2月20日から24日までの長崎県長崎市、同年3月12日から14日までの和歌山県白浜町及び3月12日から16日までの和歌山県白浜町で開催された社団法人全日本建設技術協会が主催する講習への出張旅費の返納金及び当該遅延利息の納入に係る 調定収入票（添付書類を含む） 領収済通知書・収入票・納入通知書兼領収証書の写し 領収済通知書」の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、平成8年2月20日から24日までの長崎県長崎市での、同年3月12日から14日までの和歌山県白浜町での、及び同年3月12日から16日までの和歌山県白浜町での社団法人全日本建設技術協会が主催した講習会への出張に係る出張旅費相当額及び遅延利息相当額（以下「旅費相当額等」という。）の納入に係る 調定収入票（添付書類を含む。）、 領収済通知書 を特定した上で、これらのうち、次の「(1) 開示をしない部分」を除いて公文書を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、次の「(2) 開示をしない理由」を付して、平成16年11月16日付け管第933号公文書一部開示決定通知書により異議申立人に通知した。

(1) 開示をしない部分

ア 調定収入票中、納入義務者の郵便番号、住所、氏名、自宅電話番号、職、印影、平成7年度当時の職及び給与号級

イ 調定収入票の添付書類中、当該建設技術講習会申込書及び支出票写しの双方に記載されている職員について、給与号級及び年齢

ウ 調定収入票の添付書類中、当該建設技術講習会申込書に記載されている職員（上記イに該当する職員を除く。）の氏名及び年齢

エ 領収済通知書中、納入者の郵便番号、住所及び氏名

オ 領収済通知書中、金融機関の領収印中の金融機関担当者名

(2) 開示をしない理由

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。（条例第6条第1項第2号該当）

- 3 異議申立人は、平成17年1月14日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和36年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、平成17年1月21日、条例第11条の規定により、山形県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 納入義務者の氏名、職、平成7年当時の職、建設技術講習会申込書に記載されている職員の氏名及び納入者の氏名に関し、非開示としたのは誤りである。

その納入時に納入者が県職員を退職しているかを問わず、この出張旅費の返納に係る情報は、山形県情報公開条例第6条第1項第2号口の「地方公務員法第2条に規定する地方公務員」「の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報」に該当し、従って、開示を義務づけられている情報である。

これらの情報は、そもそも、公務遂行過程における公務そのものに係る情報であって、当該個人のプライバシーに係る情報ではないのであるから、本来的に開示されて当然の情報である。

- (2) 納入義務者の氏名、職及び平成7年当時の職並びに納入者の氏名について

開示を受けた資料からすれば、本件の納入者に支払いを求めたものは、「出張旅費返納金」であり、その「返納金に係る遅延利息」であることは明らかである。従って、条例第6条第1項第2号口の「職務の遂行の内容に関する情報」に該当することは、論ずるまでもなく明らかである。

納入者がどのような意図で返納したか否かが問題なのではなく（実際はカラ出張であったから返納したはずであるが）、公務員としての講習会への出張旅費を返納したのは事実であるから、このことは、「講習会への出張」という「職務の遂行」に係る「旅費返納」という「内容に関する情報」そのものである。

- (3) 建設技術講習会申込書に記載されている職員の氏名について

「講習会申込書は県が作成したものではない」と言うが、県が「取得」し「保有」している文書であることは、全く異論のない事実である。

事の経過からすれば「講習会への出張」という明確な公務員としての「職務遂行の内容」に係る「公文書」そのものであることは、その申込書の内容から当然に判断できることである。

建設技術講習会申込書に記載されている職員がどのような職務を遂行したものであるか

を県として確認する資料がないという点については、対象の職員に質問して確認すれば済む事ではないか。

- (4) なお、異議申立人は、異議申立書の異議申立ての理由において、「この出張旅費の返納に係る情報は、条例第6条第1項第2号二の「歳出予算の支払いに係る情報に含まれる当該支出の対象となった個人の職、氏名及び当該支出の内容に関する情報であって」開示を義務づけられている情報である。」旨を主張したところであるが、この主張については、条例第6条第1項第2号二の規定は山形県情報公開条例施行規則第5条第2項各号に規定されているとおり交際費及び食糧費の支出に関するものであるから本件には該当しない旨の実施機関の説明を認め、撤回された。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 納入者が識別される部分について

対象公文書に記載されている納入者は、公務員又は公務員であった者であり、当該公務員等の職・氏名に関する情報が掲載されているが、当該調定収入票に基づく納入に係る行為は、公務員等の職務の遂行に係る情報には該当しない。

- (1) 本件は、県が、「平成9年(行ウ)第1号 公金支出に係る怠る事実の違法確認等請求事件」に係る平成14年2月12日山形地方裁判所判決(以下「判決」という。)の確定に伴い、違法状態を解消すべく、任意の請求として一方的に納入者に請求し、その結果として納付されたものである。

- (2) 職員の出張については、県職員等の旅費に関する条例(昭和26年10月県条例第48号)の規定に基づき旅行命令が行われ、必要な事務手続きが取られることになっており、旅行の取消し等、旅費を返納する必要がある事由が発生した場合には、同条例に基づき旅行命令の変更、取消しが行われる。

しかしながら、本件の場合には、平成9年の監査委員による監査以上に調べ、出張した事実を立証することは困難なため控訴を断念し判決を受け入れたものであり、カラ出張の事実を認めたものではないことから、旅行命令の変更手続きがとられていない。

- (3) 旅行命令の変更に基づく旅費の返納であれば、公務員の職務遂行に係る情報として開示すべき情報に該当するが、本件の場合には旅費を返納したものであることから公務員の職務の遂行に係る情報には該当しない。

2 調定収入票の添付書類中、講習会申込書記載の職員の氏名等(同申込書と支出票写の双方に記載されている職員を除く。)について

社団法人全日本建設技術協会主催の建設技術講習会の申込書は県が作成したものではなく、裁判を通じて取得した文書であるが、当時の資料は保存年限が経過し現存しないことから当該申込書に記載されている職員がどのような職務を遂行したものであるかを確認できないため、公務員等の職務の遂行に係る情報に該当するかどうか特定できず、条例第6条第1項第2号ただし書き口に該当するとはいえない。

3 条例第6条第1項第2号ただし書口の括弧書き例外規定について

条例は第6条第1項第2号ただし書口で、公務員等の職務の遂行に係る情報は開示することとしているが、その例外規定として、同ただし書口の括弧書きで、「開示をすることにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合」を除くとしている。

本件の納入者の氏名等は、上記のとおり公務員等の職務の遂行に係る情報には当たらないものであると判断するところであるが、もし仮に、納入者の氏名等を開示することとした場合、例えば、「カラ出張」を行った当事者であるがごとく利用される場合など、開示した情報の取扱いによっては職員の生活に不当に影響を与えるおそれも想定されるため、慎重に取り扱う必要がある。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求に係る文書について

平成9年2月に、県の旅費の支出に関し、カラ出張や必要性のない出張がなされているとして住民監査請求が出されたが、「請求人が主張するような事実が認められず、請求人の主張に理由がないものと判断した。」との監査結果が平成9年4月に公表された。

その後、平成9年5月に、建設事務所において違法なカラ出張や必要性のない出張があった等として住民訴訟（平成9年（行ウ）第1号 公金支出に係る怠る事実の違法確認等請求事件）が提訴され、最終的に、社団法人全日本建設技術協会が主催する建設技術講習会が開催された和歌山県白浜町他への旧新庄建設事務所職員の出張に係る旅費の支出について、全日本建設技術協会側の参加申込書で判明する者を除くその余の旅費支出の対象者に対し、知事が、支出された旅費相当額を支払えとの請求を怠ることは違法であることを確認すること等の請求について争われた。平成14年2月12日、山形地方裁判所から、講習会への参加を目的とする出張の支出に係るもののうち講習会への参加申込みが確認できない2件2名の出張について、「（県知事が、当該出張者に対し）支出された旅費相当額を支払えとの請求を怠ることは違法である」との判決（主文）が出された。

本件開示請求に係る文書は、実施機関が、判決に係る出張者2名及び当時係争中の同類の事件で同様に全日本建設技術協会への参加申込がなされていない者に対して旅費相当額等の納入を請求したことに係る文書であり、第2の1にあるとおり異議申立人により公文書の開示請求が行なわれたものである。

2 本件処分の対象となった公文書について

(1) 調定収入票及び添付書類

調定収入票は、歳入徴収担当者が歳入徴収事務を行おうとするとき、まず、その歳入の内容を調査して収入金額を決定することを必要とするが、この調査から決定までの手続きを調定といい、歳入徴収担当者が歳入調定時に作成する文書である。

また、添付資料は、収入調定の説明資料、判決に係る判決文の写し、納入された旅費相当額の対象となった平成7年度当時の旅費の支出票の写し（以下、「旅費の支出票」という。）、社団法人全日本建設技術協会が主催する建設技術講習会への参加申込書の写し（以下「講習会申込書」という。）、延滞金の取扱いに関する通知に係る県例規集の抜粋、納入通知書の写し から構成されている。

なお、講習会申込書は、上記裁判を通じて県が取得した文書である。

(2) 領収済通知書

領収済通知書は、納入義務者が現金を指定金融機関に納入した場合、指定金融機関において領収を済ませたことの報告として県に通知するもので、歳入徴収担当者が収入証拠書類として保管する文書である。

3 本件処分で不開示とされた情報に係る審査会の判断について

本審査会においては、本件処分に係る公文書の審理に当たり、その全てについてインカメラ審理を実施し、不開示とされた情報の条例第6条第1項第2号への該当性について検討を行った。

(1) 納入者に関する情報について

調定収入票と、その添付資料のうちの収入調定の内容に関する説明資料及び納入通知書の写し並びに領収済通知書には、本件処分で不開示とされた情報のうち、納入者に係る氏名、旧課名、旧職名、現所属名、現職名、退職者の現勤務先名、退職者の現職名、住所、郵便番号、電話番号の情報が記載されている。

ア これらの情報のうち、退職者の現勤務先名、退職者の現職名、住所のうち市町村名を除く情報、郵便番号、電話番号の情報は、他の情報と照合することにより当該納入者を識別することが可能である情報であり、条例第6条第1項第2号本文の個人に関する情報に該当し、同号ただし書イからニのいずれにも該当しないことが認められる。

ただし、住所のうち市町村名については、開示しても当該納入者が識別される情報であるとは認められず、条例第6条第1項第2号本文に該当しないことから、開示すべきである。

イ 次に、氏名、旧課名、旧職名、現所属名、現職名の情報については、当該納入者を識別する情報又は他の情報と照合することにより当該納入者を識別することが可能である情報であり、条例第6条第1項第2号ただし書イ、八、ニに該当しないと認められるが、旅費相当額等の納入者に係る情報であることから、条例第6条第1項第2号ただし書口の該当性について検討する。

これらの情報が、条例第6条第1項第2号ただし書口の「職務の遂行に係る情報」に該当するかどうかの判断について、当審査会においては次の2つの意見が述べられた。

(ア) 旅費を旅費として返納するものであるならば、県職員等の旅費に関する条例（昭和26年県条例第48号）第4条及び第13条の規定により、旅行命令の変更を行い、精算がなされることとなる。

しかし、実施機関は、本件事案に係る納入について、「出張者に対し、支出された旅費相当額を支払えとの請求を怠ることは違法である」との判決に基づき、違法状態を解消するために行った請求であるとして、旅行命令の変更や旅費の精算の手続きは行っていない。旅費を旅費として返納したものであったならば、それは旅行命令の変更命令に基づく「職務の遂行」に係る情報に当たることが明らかであると考えられるが、条例等

で規定する旅費の返納手続きはとられていないものである。

本件事案での旅費相当額等の納入が、カラ出張の事実を認めたからではなく判決（主文）に従いその違法状態を解消するために行われた任意の納入であるとするならば、旅費の支出からの一連の流れの情報であるとは認められず、同号ただし書口の「公務員等の職務の遂行に係る情報」に該当しないというべきである。

- (1) 一方、本件納入については、確かに手続き的には条例等で規定する旅費の返納手続きはとられておらず、また、公務に従事しえない退職者も行っているなど、納入の行為そのものは「公務員等の職務」として行われたものではないと認められるが、調定収入票及びその添付資料並びに領収済通知書の記載内容を見るに、納入理由は「出張旅費の返納金」や「出張旅費返納金に係る遅延利息」、歳入科目の節名は「過年度歳出返納金」と明記されている等、平成7年度の旅費の支出と全く無関係とは言いきれず、公務上の旅費に係る情報と解釈される余地があり、条例第6条第1項第2号ただし書口に該当する可能性をあながち否定できないとも考えられる。

しかし、判決（主文）においては旅費相当額を支払えとの請求を怠ることは違法とされているが、本件納入に係る旅行がカラ出張であったか否かについては、客観的な事実として明らかにされているものではない。このような状況下で納入者の氏名を開示した場合には、周囲の者から、あたかも当該納入者がカラ出張の当事者であるように見なされ、非難、中傷や、懲戒処分にすべき対象として追及される等により、当該納入者の「権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある」ことが認められる。

このため、仮に当該氏名は同号ただし書口の「職務の遂行に係る情報」に該当するとしても、同号ただし書口括弧書きの規定により除外される情報に該当すると認められるため、不開示とすることは、違法とは言えないものと考えられる。

この場合、当該納入者の所属名や職名も、他の情報と照合することにより当該納入者の氏名が特定される情報であり、当該氏名と同様に不開示とすることが妥当であると考えられる。

以上、2つの意見は、いずれの場合も、結論としては、本件の納入者に係る 氏名、旧課名、旧職名、現所属名、現職名情報については不開示となり、双方の意見を勘案すると、実施機関が不開示と判断したことは違法であるとまでは言えない。

なお、現所属名は、当該情報のみでは、当該納入者が識別される情報であるとは認められないが、旧所属事務所名が既の開示されていることから、これを開示した場合、市販の年鑑及び県職員録等の他の情報と照合することにより当該納入者が識別される情報となるため、不開示とすることが妥当であると認められる。

- (2) 旅費の支出票に記載された支出対象者が識別される情報

ア 本件処分で不開示とされた情報のうち、旅費の支出票に記載された、給与の級・号給については、他の情報と照合することにより当該支出対象者を識別することができる情報であり、条例第6条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イからロのいずれにも該当せず、不開示とすることが妥当であると認められる。

イ 旅費の支出票に記載された支出対象者の氏名・印影、旧職名の情報については、旅行命令という職務命令を受けて行われた出張に係る旅費の支出に係るものであり、条例第6条第1項第2号ただし書き口の「公務員等の職務の遂行に係る情報」に該当する情報であり、本来は例外的に開示すべき情報であると考えられる。

しかし、本件処分において不開示とされている支出対象者は、同時に開示されている収入調定の内容に関する説明資料から納入者と同一人であることが明らかであり、これらの情報を開示した場合、上記(1)において不開示とすることが妥当であると判断した納入者が識別される情報が明らかとなってしまうことから、本件事案にあっては、これらの情報は不開示とすることが妥当であると認められる。

(3) 講習会申込書に記載された職員が識別される情報

ア 本件処分で不開示とされた情報のうち、講習会申込書に記載された職員の年齢については、氏名等の他の情報と照合することによって当該職員を識別することが可能となる情報であり、条例第6条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書きイから二のいずれにも該当しない。よって、不開示とすることが妥当であると認められる。

イ 次に、講習会申込書に記載された職員の氏名について検討する。

これらの職員の氏名は、当該職員が識別される情報であり、条例第6条第1項第2号ただし書きイ、八、二に該当しないと認められるが、実施機関は、一部の職員については、ただし書き口の「公務員等の職務の遂行に係る情報」に該当するとして氏名を開示したところであり、このただし書き口への該当性を検討する。

講習会申込書は、山形県建設技術協会が作成し社団法人全日本建設技術協会へ提出された当該講習会への参加申込みに係る書類であって、前述の裁判を通じて県が取得するに至った文書である。県が公務上参加する職員の申込みを行う公文書として作成されたものではないことから、この講習会申込書のみでは、県の職員の氏名が記載されているとしても、当該職員が公務として参加するため申込みするのか、あるいは、一会員として私費等で参加するため申込みするのか、明らかであるとは直ちには言えない。従って、当該講習会申込みに係る職員の公務性を確認するためには、旅行命令簿、旅費の支出票、復命書等の県の職員が職務上作成した関係資料と照合する等の何らかの確認作業が必要である。

本件処分においては、実施機関は、対象公文書中の旅費の支出票の記載の内容により講習会参加が公務による出張であることが確認される職員の氏名については条例第6条第1項第2号ただし書き口に該当するとして開示し、講習会申込書に記載されたその他の職員の氏名については、当該職員に係る旅行命令簿、旅費の支出票、復命書等の関係資料が県が定める文書の保存年限を経過し現存しないため、当該講習会申込みに係る公務性を確認することができないとしている。当審査会としては、客観的な関係資料により公務性が確認できない事情を勘案すれば、実施機関が行った開示又は不開示の判断は違法とまでは言えないと判断するものである。

(4) 金融機関の担当者が識別される情報

本件処分で不開示とされた情報のうち、領収済通知書に記載された金融機関の担当者名については、特定の個人が識別される情報であって、条例第6条第1項第2号本文に該当

し、同号ただし書イからニのいずれにも該当しない。よって、これらの情報を不開示とする決定は妥当であると認められる。

4 公務員等の情報に係る職務性の判断について

開示請求の対象公文書に記載されている公務員等の情報に係る職務性の判断について、本件事案については、実施機関が行った処分は違法とまでは言えないと判断したところであるが、実施機関の職員が職務上作成した支出票等の資料が存しない場合であっても、職員本人等への聴取り等の方法によって、記載されている当該公務員等の行為の目的が職務であったのか否か容易に確認されるような場合、実施機関は、可能な範囲で確認、調査等を行ったうえで開示等の決定を行うことが、制度運用上望ましいものとする。

5 結論

以上の事実及び理由により、審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

別 記

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 1月21日	実施機関から諮問を受けた。
平成17年 2月 9日	実施機関から公文書一部開示決定に係る理由説明書を受理した。
平成17年 2月28日	異議申立人から意見書を受理した。
平成17年 4月22日 (第30回審査会)	事案の審議を行った。
平成17年 5月17日 (第31回審査会)	異議申立人から意見を聴取した。 実施機関から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
平成17年 6月24日 (第32回審査会)	事案の審議を行った。
平成17年 7月 1日 (第33回審査会)	事案の審議を行った。
平成17年 8月24日 (第34回審査会)	事案の審議を行った。
平成17年 9月27日 (第35回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
水 上 進	弁 護 士	会 長
北 野 通 世	山形大学人文学部教授	会長職務代理者
伊 藤 三 之	弁 護 士	
岡 寄 邦 子	人権擁護委員	
鈴 木 多喜子	しののめ観光タクシー会長	